

## 札幌市民交流プラザアート作品検討委員会運営要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、札幌市附属機関設置条例（平成26年条例第43号）第2条第1項の規定に基づき附属機関として設置する札幌市民交流プラザアート作品検討委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

## (所掌事務)

第2条 委員会は、札幌市民交流プラザ内に設置するアート作品の検討及び選考に係ることを審議するものとする。

## (組織等)

第3条 委員会は、5人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は、委嘱された日から作品の検討及び選考に係る事務が終了する日までとする。

## (委員長)

第4条 委員長は、委員の互選により選出する。

2 委員長は、会議の議長となり、会務を総括する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する者がその職務を代理する。

## (委員会の招集)

第5条 委員会は、必要のつど委員長が招集する。

## (庶務)

第6条 委員会の庶務は、市民文化局文化部市民交流プラザ開設担当課で行う。

## (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成28年9月6日から施行する。